

財形預金規定

1. (財形預金の種類)

財形預金（以下「この預金」といいます。）として取扱う預金の種類は、財形年金預金および財形住宅預金とします。

2. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度または勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。ただし、財形年金預金の預入れについては、最終預入日までとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、一口1円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

(1) 財形年金預金の場合

- ① この預金の支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の属する月の翌月末日までの間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの応当日を「特定日」とします。
- ② 前条による預金は、一口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、一口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。
- ③ 特定日において預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、一口の期日指定定期預金に自動継続します。
- ④ この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

(2) 財形住宅預金の場合

- ① 前条による預金は、預入日の1年後の応当日を据置満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口の期日指定定期預金としてお預りします。
- ② この預金（本号により継続した期日指定定期預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

4. (預金の分割、支払方法)

(1) 財形年金預金の場合

- ① この預金は年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。

この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、

その元金と自由金利型定期預金（M型）の元金との合計額を「年金計算基本額」とします。

○ 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これらを「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、自由金利型定期預金（M型）の預入期間は1年未満とします。

○ 年金計算基本額から上記により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、一口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。

○ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

② 定期預金（継続口）は、満期日に前号に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前号に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

③ この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

(2) 財形住宅預金の場合

① この預金の元金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。

② 前号による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、この預金の契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。

③ この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。

④ 前号による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。

また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの

期間について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上 利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。

③ 前①、②の利率は、当金庫の所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から契約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 2年以上利率×20%

C 2年以上3年未満 2年以上利率×40%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 上記(1)②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します

6.（預金の解約）

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむをえない事由により、この預金を規定第4条の支払方法によらず解約または払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、この預金の契約の証とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

7.（税額の追徴）

(1) 財形年金預金の場合

前条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

(2) 財形住宅預金の場合

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合には預入開始日まで）にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 規定第4条によらない払出しがあった場合
- ② 規定第4条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 規定第4条による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8. (差引計算等)

(1) 財形住宅預金で規定第7条2項の②の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。

- ① 上記(1)の規定に該当した事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向によりこの預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 規定第2条1項ならびに2項による以外の預入があった場合
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

11. (退職時等の支払)

財形年金預金で最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第3条および第4条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。

この場合、前6条と同様の手続をとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします
- ② 退職等の事由が生じた日以後は、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

12. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱)

財形年金預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

13. (最終預入日等の変更)

財形年金預金の最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。

ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払い開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

14. (支払開始日以後の支払回数の変更)

財形年金預金の支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申出てください。

ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

15. (預入金額の変更)

この預金の預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。

16. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) この契約の証を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

17. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの種類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および契約の証は、譲渡または質入することはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

19. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合には、この契約の証は無効となりま

すので直ちに当店に返却してください。

20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。また当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの預金の契約の証とともに当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができますものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は、当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上